

第3回検討会及び小規模店舗WGに対するご意見への対応の方向性

第4回検討会及びWG 参考資料

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
1	資料3 p.6	建築設計標準は、適切な設計情報を提供するガイドラインとして定められたものである中で、地方条例で取組むこと等の記載はガイドラインの主旨と違うものと思われる。「留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、便房の整備の促進」は削除してほしい。	トイレ	地方条例	本建築設計標準は関係団体のご意見を踏まえ、バリアフリー法の基準以外の水準も提供するガイドラインである。バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、地方公共団体が条例により、基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっていることから、地方公共団体においては建築設計標準(特にトイレ部分等)を参考に、今後、積極的な活用にも努めることとして頂きたい。
2	資料3 p.7	現行の直径150cm以上の円が内接できるスペースを電動車椅子が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設けることとして修正頂きたい。ただし、小規模店舗では直径180cmの内接円の確保が困難と考えられるため、直径150cm以上の円が内接できるスペースとすることにより。	トイレ	十分な空間	「床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物を建築*2する場合には、改修等に対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。」と記述追加いたします。
3	資料3 p.7	車椅子にもバリエーションがあるので、150cmφでよいのか、180cmφが望ましいのか引き続き検討して頂きたい。	トイレ	十分な空間	
4	資料3 p.7	車椅子使用者用便房の標準内法内寸法は、旅客施設編のガイドラインにあわせて「内接スペース 直径150cmを180cm」「トイレ内法寸法 200cm以上×200cm以上を220cm以上×220cm以上」と拡大した方が、広いトイレスペースが設計され、課題解決に繋がるのではないかと。	トイレ	十分な空間	
5	資料3 p.7	φ150cmの円の内接については、自立の手動車椅子使用者が便房内で旋回するときにフットサポートが通過できればよいとの考え方だと理解している。従前の「(設備等下部に車いすフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)」の記述は残してほしい。変更する場合は、その考え方(使用対象者、想定される動作等)や寸法等を記載いただきたい。	トイレ	十分な空間	
6	資料3 p.7	洗面台の足元が配管があったり、荷物置きにならないような、記載が必要。	トイレ	標準内法寸法	大型ベッドを設け、従来の2m×2mの便房より大きな内法寸法を確保している車椅子使用者用便房の事例をいくつか紹介します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					:検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
7	資料3 p.7	ライニング等は標準内法寸法含めないことに関しては、現場での判断に迷いが発生する可能性があるため、旅客施設編のガイドラインにあわせるのであれば不要ではないか。 もし、ライニング等を内法寸法に含めない記述をする場合は、現場での判断の迷いをできるかぎり回避するために、標準内法寸法に含めてもよい必要設備を記述いただきたい。 (ベッドの厚みや支持材の出寸、洗面器下の電気温水器、自動水栓の機能部、水石けんタンク、手すり、チャームボックス(汚物入れ)等) 洗面器下の配管カバーは、露出の電気温水器や排水トラップ等の出寸とほぼ変わらないことから、ライニング一体洗面器は内法寸法に含めてよいのではないか。	トイレ	標準内法寸法	「*ライニング等で内法寸法(200cm以上)に含めないもの:設備背後及び下部のライニング部や壁付け固定の備品(大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の折り畳み時の場合を含む)のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の合計値が、接する壁1辺の長さの半数を超える場合には、当該部分の奥行きは内法寸法に含めないものとする。」と記述追加し、モデル例にてライニングを含まない寸法について例示します。 また、壁付けの固定する備品に便器、手すり、洗面器・オストメイト設備の陶器部分、洗面器下の必要な設備(足元スペースが有効なもの)、紙巻器、フック、操作盤等は、便房内の内法寸法に含めることができるものと考えております。
8	資料3 p.7	大便器のみ、大便器+造作ライニング、ライニング一体大便器など、便器等の設備の形状、前出は現場によってさまざまなため、設備の形状に関わらない従前の図示のままとしていただきたい。 その上で、空間が適切に確保されるよう「※設備の配置・形状、ライニングの有無によって、必要に応じて空間を広げることに留意する」などの追記が適切ではないか。	トイレ	標準内法寸法	
9	資料3 p.7	ライニング等を標準内法寸法に含めないものとするのであれば、引き戸のハンドルや引き戸スペース等も標準寸法には含めない部分について、明確に文章で明示すると良い。	トイレ	標準内法寸法	
10	資料3 p.7	オストメイト対応のトイレパック(荷物置き台、洗浄装置、電気温水器などが収納されており、キャビネット部が一体になった器具。)は、「多機能便房」の空間としては問題ないことを検証より確認済みである。	トイレ	標準内法寸法	オストメイト設備の有無やその背後に床から立ち上がっているライニングの配置位置により、介助者の同伴等多様な動作が可能なスペースに相当するライニング等を含めない床上空間が一部狭くなり、多少の影響が生じてくる場合もあると考えております。
11	資料3 p.7	告示1496号で求めている法令上の「十分な空間」とは、150cmφの内接スペースのみであることを記載してほしい。 建築設計標準に記載できない場合は、日本建築行政会議の逐条解説へ記載いただきたい。	トイレ	十分な空間	法令で求めている[十分な空間]の扱いについては、本建築設計標準の改正内容を考慮して頂き、バリアフリー法逐条解説(建築物)を策定している日本建築行政会議にて検討するよう依頼しました。
12	資料3 p.11	スペースに制約がある場合に検討される「多機能便房」の空間拡大につながるため、ライニングを含めない標準内法寸法の適用範囲は「車椅子使用者便房」のみとし、「多機能便房」、「簡易型車椅子使用者便房」、その他便房は対象外とするのが妥当ではないか。	トイレ	標準内法寸法	車椅子使用者用簡易型便房、その他の便房等については、車椅子使用者用便房と同様、ライニング等を含めない寸法を図に例示します。また、多機能便房のより一層の機能分散を進めるため、多機能便房の設計標準については、今回の改正により削除します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					: 検討会改正案にて提示 : 今後、改正版に反映予定
13	資料3 p.10	機能分散を引き続き推奨していくために、名称は従前の「多機能便房」ままとし、設計者等に付加する機能について十分検討いただくために、多機能化する際の留意点等を解説してはどうか。	トイレ	名称	多機能便房のより一層の機能分散を進めるため、多機能便房の設計標準については、今回の改正により削除します。 また、室名表示等については、「多機能」「多目的」「だれでもトイレ」等、利用対象とならない高齢者、障害者等以外の者が使用してしまうようなネーミングを避け、各種便房の表示は利用対象を明確にして、設置された設備や機能を表示する等の工夫を行う旨を記述追加します。 多機能便房の機能分散を推進し、利用者にもわかりやすい適切な情報提供を行うことで適正利用の配慮が必要な高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)であること明確にいたします。
14	資料3 p.11	車椅子使用者用便房について、可能な場合は複数化する旨の記述を盛り込んでほしい。	トイレ	複数化	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房①設置数、配置 p. 2-77・78に「便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が 200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。」「劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望ましい。」と記述しています。
15	資料3 p.11	車椅子使用者用便房は複数設置が望ましい。やむを得ず1か所設置となるのであれば、右利き、左利きの両方に対応可能な仕様とすべき。	トイレ	複数化	便所・洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房①設置数、配置 p. 2-78に複数の車椅子使用者用便房を設ける場合、車椅子使用者が選択ができるよう、便器への移乗のためのスペースを、右側面に設けた便房と、左側面に設けた便房をそれぞれ設けることが望ましい。」と記述しています。 車椅子使用者用便房1か所設置の場合の右利き、左利きの両方に対応可能な便房とする場合には、便座の前方においてサポートする手すりや台等の設置により、病院や介護施設の特徴的な施設の便房では有効であると考えられますが、一般の施設における便房では利用者のニーズも踏まえ慎重に検討していく必要があります。このため、個別の用途に応じて建築主・設計者等が必要に応じて対応を検討されるものとし、標準的な設計標準での対応には行わないこととさせていただきます。
16	資料3 p.16	便座高さは42～45cmで適切である。43cm程度がベストである。	トイレ	便座	不特定多数の者が利用する施設では、標準的な整備として「座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で42～45cm程度とする。」と記述します。 その上で「高齢者、障害者等の利用ニーズや利用用途等を踏まえて、

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					:検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
17	資料3 p.16	便座の高さは42～45cmに限定するのではなく、個人差に応じて設定できるようにしてほしい。	トイレ	便座	一定の利用者の特性や体格等を考慮する場合には、座面高さは個別に設定することが望ましい。」と記述追加します。
18	資料3 p.16	脊髄損傷の方などは体幹機能が弱く、体勢の保持ができないことがあるため、背もたれの設置(可動であることも含め)について何かの記載を頂きたい。	トイレ	部品	便所、洗面所の2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (2)車いす使用者用便房 ④部品・設備等p. 2-79の留意点に「座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。」と記述していましたが、この内容を設計標準の本文に変更し、「座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座の背後に便座の座る位置に合わせて、背もたれを適切に設ける。」と記述修正します。
19	資料3 p.17	発達障害への対応として、便房の操作パネルの表記の工夫(枠囲み等)があるとよい。服を着用したまま座る場合があるため、トイレ洗浄は自動・手動の選択ができると良い。	トイレ	部品	便房の洗浄ボタン等は文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとし、分かりやすくしている設計例をご紹介します。
20		視覚障害者が子供連れで多機能トイレ入るといことが多々あるため、便房内にカーテンなどの仕切りをつけてほしい。	トイレ	部品	設計事例集(国立競技場、都立施設等)において、カーテンを設置した車椅子使用者用便房の事例を紹介します。
21		どこに流すボタンがあるか、紙がどこかといったことを案内する音声の装置を多機能トイレへ設置してほしい。	トイレ	部品	トイレ内の便器の位置、便器横の設備・ボタンの位置を音声により視覚障害者等に案内誘導する音声案内装置の設置は、設計例にて紹介します。(以下は日本視覚障害団体連合事務所の便所の設計例) 
22	資料3	和式から腰掛便座に、改修することが望ましい。	トイレ	その他の便房	便所、洗面所の2. 7. 4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準(1)その他の便房③部品・設備等 p. 2-83に「高齢者等の足腰の弱っている利用者にとって、和風便器の利用は困難を伴うため、便座は腰掛便座とすることが望ましい。」と記述しています。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					:検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
23	資料3 p.11	機能分散によって分散配置された便所の機能・内容が案内表示されていること、事前に公表(パンフレット・HP等)されていることが重要である。	トイレ	情報提供	便所を含む建築物のバリアフリー対応に係る情報提供について記述追加します。 「便所の出入口や便所の戸には、便所の設備内容を文字や図記号等により、わかりやすく表示する。」と記述追加します。 当該便所内の便所の機能とあわせて、他の階や場所にある便所の機能を示した案内表示の設計例を掲載します。
24	資料3 p.11	遠くて不便であることや、防犯上の不安により利用を控えることもあるので、便所・便所の位置について検討してもらいたい。	トイレ	情報提供	便所、洗面所の設計標準に、「知的・発達障害者等に配慮して便所内の分かりやすい配置や案内表示に留意する。」と追加記述します。
25	資料3 p.23	エレベーター正面が全面鏡だと、ロービジョンの人等が空間認識できなくなる恐れがあるのではないかな。	エレベーター	鏡	ご指摘を踏まえ、EVの設計例は削除します。
26	資料3 p.24	人工呼吸器を搭載したリクライニング・ティルト式の車椅子でも乗ることができるよう、エレベーターのかごの奥行きは150cm以上として欲しい。 また電動車椅子の場合、幅160cm×奥行き150cmのエレベーターでも内部で転回するには窮屈なため、幅については特に記載しなくてよい。	エレベーター	スペース	現行の建築設計標準のエレベーター1(p2-69)に既に「奥行き160cm以上とすることが望ましい」旨が記載されていますので、今回の改正で設計標準本文に「主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、座位変換型の電動車椅子使用者等に考慮し、160cm以上とすることが望ましい。」との記述追加し明確にします。 かごの幅:車椅子の転回に支障がない構造、かつ140cm以上については、2,000㎡以上の不特定多数の者が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターに求められる義務基準であり、車椅子使用者以外の同乗者が車椅子使用者が乗ったままの状態での乗り降りや車椅子を切替えしつつの180°転回可能な寸法であるため、記述の変更はしません。
27	資料3 p.24	エレベーターのかごの大きさの表から、奥行き150cm未満のものを削除してほしい。	エレベーター	スペース	かごの奥行き:135cm以上は、移動等円滑化経路を構成するエレベーターに求められる義務基準ですので、これを満たすエレベーターのかごの大きさについて、表に掲載することとしています。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 : 検討会改正案にて提示 : 今後、改正版に反映予定
28	資料4	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設により、確実にインターホンまで繋がるようにしてほしい。	店舗	敷地内通路	2. 1敷地内の通路、2. 3. 1建築物の出入口の設計標準(3)③視覚障害者誘導用ブロック等に、「道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。」と記述しています。
29	資料4	音が出る等、視覚障害者がインターホンの位置を分かるようにしてほしい。	店舗	敷地内通路	2. 1敷地内の通路の設計標準(3)③視覚障害者誘導用ブロック等の音声等による案内設備(インターホン)への誘導方法の留意点として「・インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声による案内・誘導が考えられるが、設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。」とありますが、インターホンを設ける場合の音声等による案内設備(インターホン)への誘導方法の留意点として「・インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声等による案内・誘導を行う。その際、インターホンの設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。」と記述修正します。
30	資料4 p22	車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースと敷地内通路の兼用について、兼用を計画する場合は、所管行政庁に事前相談すること等のただし書きを追記してほしい。	店舗	駐車場	「狭小敷地等でやむを得ない場合における車椅子使用者用駐車施設の確保」の留意点として「狭小敷地や地上部の敷地活用の制約等、やむを得ない場合には関係機関と協議の上、車椅子使用者用駐車場施設内の乗降スペースは、人の出入りが少ない建築物の出入口(通用口等)に通ずる屋外への避難通路としない敷地内の通路と兼用することが考えられる。」と記述修正します。
31	資料4 p35	できる限り主たる出入口をバリアフリー化し、正面の出入り口から誰もが入るようにしてほしい。別ルート(裏口)からの入店をよしとすると、障害者の尊厳を軽く見ているように感じるため、裏口は例外であることを強調してほしい。	店舗	出入口	店舗内部の設計標準の設計のポイントに、「高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。」と記述追加します。その上でソフト面の工夫で別ルートのご案内についても改正案に入れています。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
32	資料4 p26	音声案内装置のモデル例は、実物の写真に説明を入れた方が分かりやすい。	店舗	出入口	モデル例と併せて設計例を追加します。
33	資料4 p26	掲載している設計例の写真の案内板(触知案内板)は、写真では点字があることがわかりにくく、またコントラストがあまりないため、実際には弱視者(ロービジョン)にはマップが見えにくい。コントラストのある事例等に変更した方がよい。	店舗	出入口	コントラストがある案内表示の設計例に変更します。
34	資料4 p28	小規模店舗では、幅は狭くても奥行きのかごのエレベーター(幅105cm×奥行き152cm/JIS A4301/住宅用9人乗等)の採用も検討する旨を追記してほしい。 エレベーターの中での回転までは要求しなくてもよい。	店舗	エレベーター	2.6.1エレベーターの設計標準(2)③かごの広さに、「主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。」と記載しています。さらに「主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、座位変換型の(電動)車椅子使用者等に考慮し、160cm以上とすることが望ましい。」と記述追加します。また、JISA4301に定められたかごの大きさ等の表を示し、奥行きの長いかごエレベーターも選択できるように掲載します。
35	資料4 p28	500㎡未満の店舗でも、可能な限り11人乗以上のエレベーターを整備するように記述してほしい。難しい場合は、9人乗りであればギリギリ電動車いすも乗れる(介助者は乗れない)が、それ以下だと乗れないので、エレベーターがあっても意味がない。	店舗	エレベーター	500㎡未満の店舗でも11人乗を望ましい整備といたします。 具体的には「床面積500㎡以上2,000㎡未満の不特定かつ多数の者が利用する建築物におけるエレベーターのかごの幅は140cm以上、かつ収容人員は11人乗以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすることが望ましい。」を 「2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物における主要な経路上のエレベーターのかごの幅は140cm以上、かつ収容人員は11人乗以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすることが望ましい。」と記述修正します。
36	資料4	エレベーターが故障した場合に外部と連絡が取れるよう、カメラを付けるよう記載してほしい。	店舗	エレベーター	2.6.1エレベーターの設計標準(5)⑦その他の表示装置等に、「聴覚障害者等の利用に配慮し、かご内には緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設けることが望ましい。」「聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時のかご内の状況を外部に表示することができる、かご内モニターを設けることが望ましい。」と記述しています。

 :検討会改正案にて提示
 :今後、改正版に反映予定

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 :検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
37	資料4 p35	店内の通路幅(幅員)については、車椅子使用者の視点で検討されているが、盲導犬と歩く視覚障害者にとっても重要なことなので、盲導犬と歩く視覚障害者についても視点に加えてほしい。	店舗	通路	補助犬帯同の場合には、通路幅員90cmは最低限として特に支障はなく、通路幅員100～110cm程度が望ましいと補助犬関係団体より助言を頂いております。よって、店舗内部の設計標準の設計のポイントに、「通路には、車椅子使用者や介助歩行又は補助犬を連れた視覚障害者等の高齢者、障害者等が円滑に利用できる有効幅員(90cm以上)を確保する。」と記述追加します。
38	資料4 p63	「視覚障害者等の通行や避難時の誘導の妨げとならない位置に設ける」の部分に関する事例写真も掲載してほしい。視覚障害者は点字ブロックの上だけを歩くのではなく、ブロックに足だけ乗せて、横を歩く者もいるため、点字ブロックの真横にも物を置かないというメッセージが伝えられるようにしてほしい。	店舗	通路	当該設計例をご紹介します。 また、視覚障害者誘導用設備の敷設方法に「線状ブロックの敷設は、安全でシンプルな経路を明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことに考慮しつつ、可能な限り最短経路に敷設する。また、視覚障害者が歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置き等の什器等から適度に離れた経路に敷設する。」を記述追加します。
39	資料4 p38	床に書かれた移動方向や待機列を示す表示(サイン)が見づらいという弱視者(ロービジョン)がいるため、「行列の整理」の部分で、「床とそのサインのコントラストが保つように」といったサインの見やすさについても指摘してほしい。	店舗	ソフト	店舗内部の設計標準に、「壁、床、天井等に設ける案内表示は、文字・図記号の見やすさや大きさ、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。」 また、留意点として「床サイン表示については、汚れや摩耗等へのメンテナンスに留意する。」と記述追加します。
40	資料4 p41	固定椅子、固定机が利用の支障となるということを強調して書いてもらいたい。	店舗	飲食店	店舗内部の設計標準に留意点として、「椅子が固定された席(固定ブース席を含む)や座敷の席は、一般的に車椅子使用者がアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者等にも使いづらい場合もある。」と記述追加します。
41	資料4	固定席を設ける場合は、総席数の半数以上は必ず可動式の椅子を設けるものとしてほしい。	店舗	飲食店	店舗内部の建築計画のモデル例や設計事例で示した上で、固定席と可動席の席数も記載して模範として頂きます。
42	資料4 p42	テーブル高さは、使用者の体格に応じて対応できるよう、数字を規定しないほうがよい。	店舗	飲食店	特定の方が利用する高齢者施設、障害者施設等では、個人の障害特性や体格に応じた対応が可能と考えられます。高齢者、障害者等の施設用途等を踏まえた家具の設定の留意点として「・高齢者、障害者等の施設用途を踏まえて、一定の利用者の特性や体格等を考慮して、座席のテーブル・椅子の高さ等は個別に設定する場合もある。」と記述追加します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 : 検討会改正案にて提示 : 今後、改正版に反映予定
43	資料4 p41	テーブルや椅子の配置に関して固定椅子の数だけでなく移動可能な椅子を選択する場合(安全性に配慮した物を選択。軽量=不安定)安定性のある物が重要・転倒等注意が必要です。工夫としては足台及び座面にマットレス等準備し状況に応じて選択できる。→直ぐに出来るかと思います。	店舗	飲食店	テーブルや椅子の安定性の確保は、基本的な日常安全・事故防止の視点において重要なことですのでソフト面の対応に盛り込みます。
44	資料4	客だけでなく、障害のある人が職員として働けるバリアフリー化が必要である。	店舗	バックヤード等	建築設計標準第2部第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について1.1(1)①全ての人に使いやすい建築物を目指した考え方において「高齢者・障害者雇用の推進、働き方改革等の取組が進められている中で、高齢者、障害者等の就労環境にも十分配慮した対応は、共生社会の実現に向けて障害の有無、年齢、性別等に関わらず、多様な働き方が可能となる環境を整備する。」と記述追加します。
45	資料4 p48	一般の人は「ハンドセット」の用途や、視覚障害者が利用することを知らない方が多いため、「音声案内による操作が可能なハンドセット」の写真を掲載してほしい。	店舗	備品・設備	「音声案内による操作が可能なハンドセット」の設計例を掲載します。
46	資料4	聴覚障害者にとってATMが突然故障した場合は、ハンドセットの通話では難しい。モニターなどの表示で対応できるように記載してほしい。	店舗	備品・設備	聴覚障害者に対するATM故障対応のご要望については、引き続き関係者間で整理検討する事項と考えております。
47	資料4 p63	セルフレジ、券売機のボタンが見づらいという弱視者(ロービジョン)が非常に多いので、見えやすさ(文字の大きさ、輝度)を確保する内容も追記してほしい。	店舗	備品・設備	「・商品名や料金表等の表示は、文字と背景色とのコントラストを確保する、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとし、適切な照明とともに、一般利用者や車椅子使用者の両者が見やすい取り付け位置・角度に配慮したものとする。」と記述追加します。(資料4)
48	資料4	スキップフロアで半階分だけ上下している場合、どの高さまで段差解消の対象とするのか、それを超えた場合はどうするか、考え方の方向性を示すべき。	店舗	改修	スキップフロアとなっている飲食店(ホテル内を含む)で、出入口の段を傾斜路の設置や可搬型スロープの用意で解消している飲食店の設計事例を紹介します。
49	資料4 p56	可搬型スロープがあるとしても、実際に行くとなかったり、どこにあるかわからない場合が出てくるので、常備して必ずすぐに対応できるようにする旨を記載してほしい。	店舗	ソフト	「既存建築物等で敷地内の通路や出入口等に段差がある場合には、持ち運べる車椅子用可搬型スロープを円滑に使用できるよう準備する。その上で、車椅子使用者が利用する際には、速やかに従業員による支援により対応する。」と記述修正します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					:検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
50	資料4 p56	スロープは備品として置いてほしい。	店舗	ソフト	
51	資料4 p54	備品等の対応や貸し出しについては事前の情報提供や機転の利いた対応をお願いしたい。	店舗	ソフト	「施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸し出し状況、及び、人的対応等のソフト面の基本的な情報について、ホームページ等での情報提供を行う必要がある。」と記述追加しています。
52	資料4 p57	掲載写真の点字が見えづらい。掲載するのであれば、点字を読んでいる指も含めた写真が分かりやすい。	店舗	ソフト	点字メニューの写真は、差し替えます。
53	資料4 p57	視覚障害者には点字を読めない人もいるので、メニューの代読の依頼があれば、代読をする等の記載を入れた良い。併せて、伝票等の代筆、タッチパネル機器の操作代行についても記載してほしい。	店舗	ソフト	視覚障害者に対して、人的支援(メニューの代読、食券購入の代行、注文票等の代筆、タッチパネル機器の操作代行等)を行うよう反映します。
54	資料4 p57	券売機の操作が難しければ(商品のボタンの位置が変わり目的の商品が買えない、タッチパネル式の券売機の操作ができない等)、人的支援に繋げる旨の記載を追加してほしい。特に、今回の案では「留意点」として記載があるが、人的支援に繋げることをもう少し強調してほしい。	店舗	ソフト	
55	資料4 p37	建築物内で共用する車椅子使用者用便房は、店舗の営業時間中は利用可能とするよう注意書きを入れてほしい。	店舗	ソフト	ご指摘の文面ですが、「・テナントビルや商店街等で共同利用する車椅子使用者用便房等は、営業時間に関わらず、それぞれのテナント(店舗)が利用可能とする。」と記述修正します。
56	資料4 p65	会計における視覚障害者の困り事は、理解されないことが多いため、「ソフト面の工夫」の部分に、もう少し具体的な事例を入れてほしい。 【例】 ・現金で支払った際、店員が何も言わずにトレイにお釣りを置き、お釣りを渡されたことに気付かなかった。 ・トレイのお釣りを取るのに時間がかかることや、焦ってしまうことによるお釣りの取り忘れ。	店舗	ソフト	「障害者への会計支援」を留意点として少し具体の例も交えながら反映します。
57	資料4 p64	インターフォンを押して店員が入り口に来て、声かけがないと分からないことがあり、視覚障害者への接遇にも配慮してほしい。	店舗	ソフト	出入口での買い物支援の記述を充実させます。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					: 検討会改正案にて提示 : 今後、改正版に反映予定
58	資料4 p59	最近外国人の従業員もいるため、視覚障害者から支援のお願いをしても、上手くコミュニケーションがとれない時がある。こういった点を踏まえて、視覚障害者への接遇を向上させる旨を記載してほしい。	店舗	ソフト	外国人スタッフも含めた従業員による接遇に関するスタッフ研修を行うよう反映します。
59	資料4 p33	設計標準に無人店舗に関係する部分があれば、視覚障害者が困ったときの人的な支援に繋がるための仕組みも併せて掲載してほしい。	店舗	ソフト	セルフサービスのみでのサービスを提供する場合における対応について記述の充実を行います。
60	資料4	知的・発達・精神障害等は障害が目に見えないため、ソフト面の工夫で安心感が高まる。「望ましい」の表記は全てにおいて再考をお願いしたい。	店舗	ソフト	望ましい表記について削除しました。
61	資料4 p60	店内の案内誘導コミュニケーションについて、「望ましい。」が散見されるが、内閣府での合理的配慮の義務化の議論と整合性を図る意味でも積極的な表現とすべき。使い分けのルールはあるか。	店舗	ソフト	
62	資料4 p60	買い物支援は必要な方には重要であるが、直ぐに声を掛けると驚くことがあるので、様子を見て声掛けをお願いしたい。	店舗	ソフト	高齢者、障害者等の自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となると考えますので記述について工夫いたします。
63	資料4 p54	物理的な環境の情報とはもかく「対応が難しい」という表現は合理的配慮の観点からは不適切であるため、見直した方が良い。	店舗	ソフト	「対応が難しい」という表現は、削除しました。
64		ハード面の基準のみを満たそうとすると、高齢者・障害者等向けの他の取組みが難しくなるものもある。ソフト面含め全体として対応することが望ましい旨を記載するなど、記載ぶりに幅を持たせてほしい。	店舗	ソフト	高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方では、ソフトとハードの相互補完によるバリアフリー対応への継続的な取り組みについて記述追加した上で、全体において工夫いたします。

No	対象 資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ (大)	カテゴリ (中)	対応・回答
65		ホームページに、接遇(ソフト面の基本的な情報)について しっかり書いてほしい。	店舗	情報提 供	:検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定 バリアフリー対応の情報提供項目の例において、人的対応サービスに ついて追加します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
					:検討会改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
66	資料4	P50以降(新規追加)のうち、店舗内部以外の設計標準を作成するには、「設計標準の〇〇を参照」との記述を加える方がよい。(エレベーターや避難バルコニー等)	共通	表現方法	店舗内部以外のA. 店舗へのアクセス、C. ソフト面の工夫については、現行の建築設計標準の該当する節の中に盛り込みます。その上で、主に小規模店舗に係る店舗内部以外の建築設計標準が見つけやすいよう、インデックス表等を作成し、工夫する予定です。
67		「ロービジョン」という呼び方を好む当事者もいるので「弱視者(ロービジョン)」と表記する方が良い。	共通	表現方法	建築設計標準における表現を「弱視者(ロービジョン)」とします。
68	資料2	設計基準を定めるという観点を鑑み、「望ましい」という言葉を使う意図を明確に明示したほうが良い。	共通	表現方法	本建築設計標準においては、次のような考え方で記述している旨を位置づけます。 「～とする。」： 主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるもの 「～望ましい。」： 上記の標準的な備えを行ったうえで、さらにより安全かつ円滑な移動等の実現とともに、利用者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいもの、又は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの
69		次のバリアフリー法の建築物移動等円滑化誘導基準の改正において、エレベーターのかごの奥行きを135cm以上から150cm以上に見直してほしい。	エレベーター	基準	かごの奥行き135cmは、JISで指定されている規格に基づく車椅子の全長(120cm)に余裕長さ15cmを見込んで最低限の基準として設定しています。 現時点では建築設計標準で奥行き160cmが望ましいと記述して広めのかごの大きさを求めている、施設用途や個別の車椅子使用者の利用ニーズによって、建築主・設計者等が必要に応じて対応されるものと考えています。
70		店舗規模に応じた対応と補助制度があるとバリアフリーがより促進されるのではないかと。障害者にとっては身近な店舗において利用が進むことを望みます。特に全国チェーン店だと安心して利用が出来る。添付空間の統一性。定着すると旅行等の外出先においても安心して利用が出来る。	共通	支援制度	第2回検討会 資料6に引き続き、第3回検討会 資料6でも更新版として支援制度の概要をご紹介します。

No	対象 資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ (大)	カテゴリ (中)	対応・回答
					: 検討会改正案にて提示 : 今後、改正版に反映予定
71		国立競技場については、設計事例よりも、完成に至るまでと完成した後のプロセス(ユニバーサルデザイン・ワークショップ等による障害当事者が参画した検討、モックアップによる確認、施設完成後の障害当事者によるチェック)を掲載することが重要ではないか。	事例	スポーツ 施設 事例	第2回検討会「資料4 設計事例集について」でご説明している整備プロセスも含めた国立競技場の事例は、建築設計標準に掲載します。
72	資料5	Meets Smileについて、アプローチにおける配慮事項は平面図に前面道路の道路情報(鉄板敷きの傾斜路)を盛り込むか、写真を入れて注記することで補足するほうが良い。	事例	サービス 店舗 事例	鉄板敷きの対応については、写真でご紹介します。
73	資料5	都心部の賃料の高いエリアでの事例を紹介してもらいたい。効率が悪くなるので、対応できないといった理由を少なくできるのではないか。	事例	店舗 事例	都心部の賃料が高い複数店舗(テナント)が入居する複合商業施設について事例調査を行い、特に共用部について事例追加します。